

宮崎県行財政改革懇談会設置要綱

平成7年5月19日
総務部

(設置)

第1条 行財政運営全般にわたり有識者から広く意見を求め、本県における行財政改革の推進に資するため、宮崎県行財政改革懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 県が行財政改革に関する大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行財政改革の推進に関すること。

(構成)

第3条 懇談会は、委員14人以内で構成する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 懇談会は、知事が招集する。

2 懇談会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 座長は、懇談会を主宰する。

4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

5 知事は、必要があると認めるときは、知事が指定する特定の委員のみによる部会を開催することができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、宮崎県総務部人事課行政改革推進室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成7年5月19日から施行する。

2 行政改革懇話会設置要綱（昭和56年1月27日定め）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成15年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に委嘱されている委員の任期は、改正後の要綱第3条第2項の規定にかかわらず、令和2年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月10日から施行する。